

令和6年4月10日

## 質問回答書

「新潟市ラーメンプロモーション業務委託に係る業者選定プロポーザル」に関する質問について、下記のとおり回答いたします。

No.	質問	回答
1	ガチャの筐体は購入する必要があるのでしょうか。それともレンタルになるのでしょうか。	どちらでも結構です。
2	筐体を購入した場合、事業終了後はどのような取り扱いになるのでしょうか。	仕様書に記載の通り、本契約により作成された成果物の権利の帰属は委託者にあることから、市の所有物となります。
3	ガチャの設置箇所やパンフレットの配布先はすでに決まっているのでしょうか。	ガチャの設置箇所については受託者の提案と市の要望を協議して決定します。 パンフレットの配布先については概要を決定していますが、受託者から提案があれば協議します。
4	パンフレットの配布先選定も事業計画に盛り込む必要があるのでしょうか。	パンフレットの配布先は市が別途指定（受託者から提案があれば協議）するため、事業計画に盛り込む必要はありません。

5	<p>配布先が増えるに応じてパンフレットの印刷数は増やす必要があるのでしょうか。</p>	<p>印刷数を増やす必要はありません。仮に市が指定する配布先が増えた場合、仕様書に規定する5万部の内で配布していただきます。</p>
6	<p>業者選定実施要領5の(1)提出期限が「4月19日(月)」となっておりますが、正しくは「4月19日(金)」でしょうか。</p>	<p>ご指摘の通りです。  <b>(実施要領を変更させていただきます。)</b></p>
7	<p>仕様書3の(イ)の業務内容(3)販売数の集計方法について、利益分とは何でしょうか。      今回の提案でガチャによる利益が生じない場合、報告しなくてよいのでしょうか。</p>	<p>利益分については、例えばガチャ運営事業者やガチャ景品制作事業者に外注し、手数料として売上の40%を支払う必要がある場合、残りの60%を利益分とするものです。売上から手数料を支払う必要がない場合、売上の全額が利益分となります。      なお、売上の全額を販売手数料として支払う契約のため利益が生じない等の場合は報告不要です。</p>
8	<p>業者選定実施要領5の(4)提出書類の②類似業務実績について、複数の実績がある場合、1つの用紙に実績をまとめれば良いのか、それとも実績を1つに絞って提出すれば良いのでしょうか。</p>	<p>複数の実績がある場合、1つの用紙に実績をまとめて提出してください。</p>

9	業者選定実施要領2の(2)＜提出書類＞の①登記事項証明書、②直近の決算報告書、④国税の納税証明書は、原本ではなく写し(コピー)でもよろしいでしょうか。	写しで結構です。 (実施要領を変更させていただきます。)
---	---	---------------------------------

※類似した質問は、まとめて回答しております。

※「ガチャ®」は株式会社タカラトミーアーツの登録商標です。